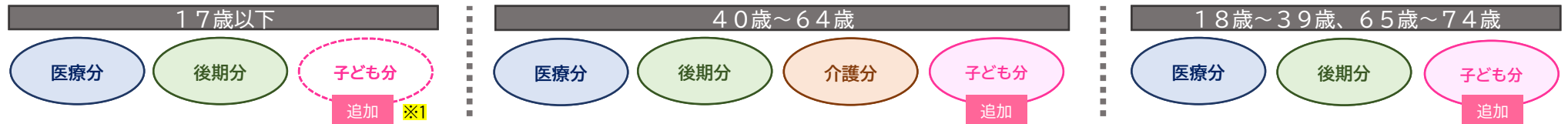


# 国民健康保険料の決定のしくみ

- 大阪府では、**府内どこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料額**になるよう、令和6年度から**全ての市町村で保険料を統一**しています。
- 大阪府は、毎年度、市町村と協議を行い、統一の保険料率を決定し、市町村に示しています。市町村は、府が示す保険料率に基づき、府民の皆様の所得や世帯構成等に応じた保険料額を決定しています。

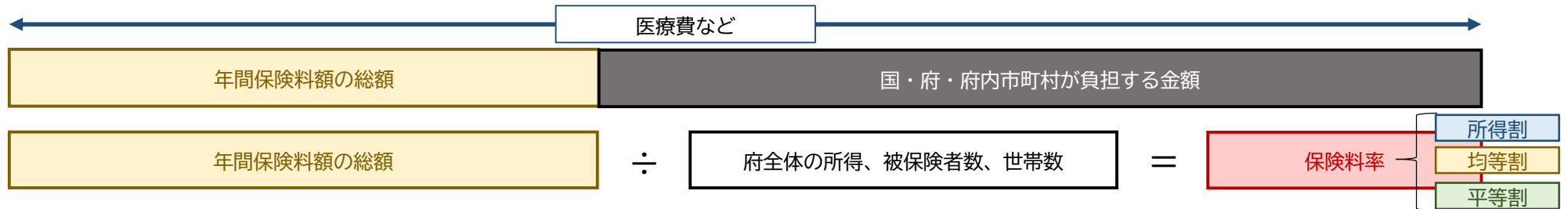
## ■ 保険料の計算方法について（概要）

- ① 保険料は、医療分（医療費に充てる分）、後期高齢者支援金分（後期高齢者の医療費に充てる分）、介護納付金分（介護費に充てる分）、子ども・子育て支援納付金分（少子化対策に充てる分）で構成されます。

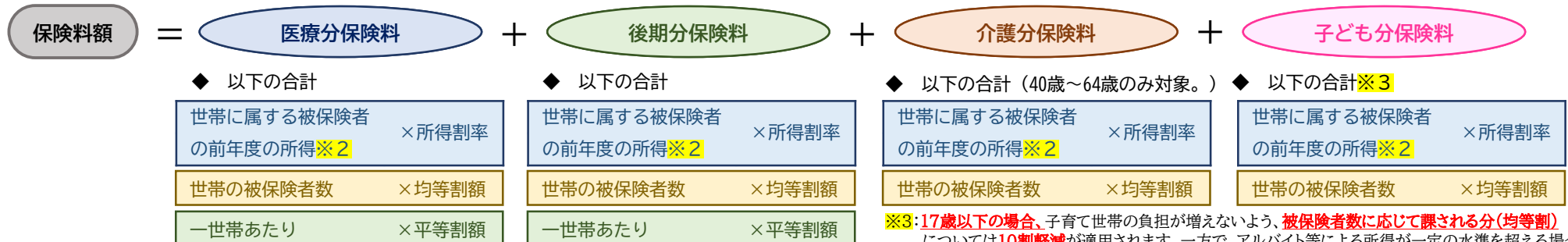


※1: 17歳以下の場合、子育て世帯の負担が増えないよう、被保険者数に応じて課される分(均等割)については10割軽減が適用されます。一方で、アルバイト等による所得が一定の水準を超える場合は、その所得に応じた賦課が生じるため、点線囲いで表示しています。

- ② 大阪府は、医療費などから、国・府・市町村が負担する金額を差し引いて、年間保険料額の総額を算出したうえで、府全体の所得や被保険者数等により、保険料率を算定し、市町村に示します。



- ③ 次に、市町村は、府から示された保険料率を用いて、世帯の前年度所得や世帯構成等に応じた保険料額を決定します。



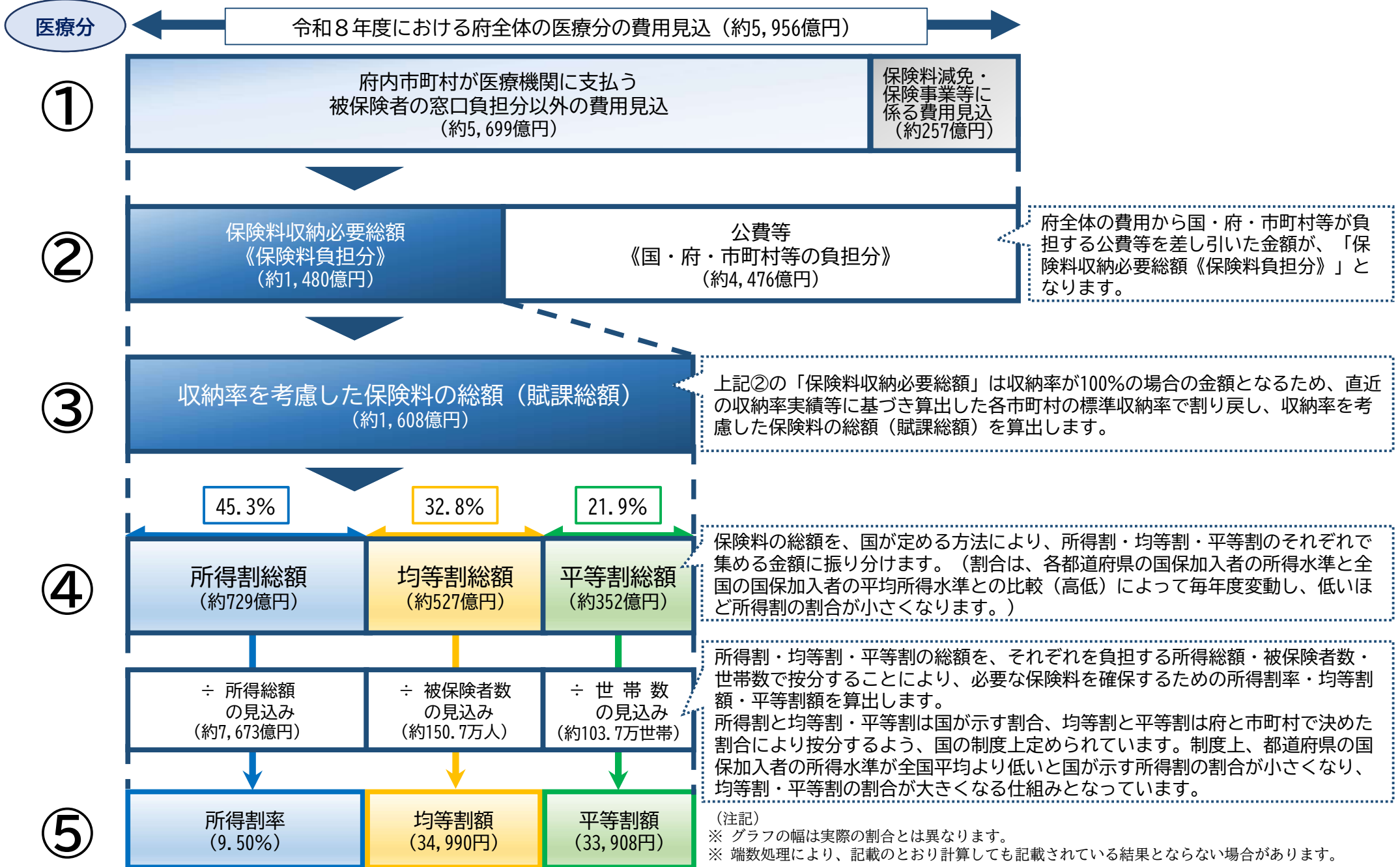
※2: 基礎控除後所得。

※3: 17歳以下の場合、子育て世帯の負担が増えないよう、被保険者数に応じて課される分(均等割)については10割軽減が適用されます。一方で、アルバイト等による所得が一定の水準を超える場合は、その所得に応じた賦課が生じます。

# 国民健康保険の保険料率の決定のしくみ（令和8年度）

## ■ 保険料率の算定方法について

○ 大阪府が決定する保険料率について、医療分、後期分、介護分を令和8年度は以下のとおり算定しています。



後期分

令和8年度における府全体の後期分の費用見込 (約1,090億円)

①

後期高齢者医療制度の被保険者の  
医療給付費を支援するための費用  
(約1,090億円)

②

保険料収納必要額  
《保険料負担分》  
(約476億円)

公費等  
《国・府・市町村等の負担分》  
(約614億円)

③

収納率を考慮した保険料の総額 (賦課総額)  
(約517億円)

45.6%

32.7%

21.7%

④

所得割総額  
(約236億円)

均等割総額  
(約169億円)

平等割総額  
(約112億円)

÷ 所得総額  
の見込み  
(約7,718億円)

÷ 被保険者数  
の見込み  
(約150.7万人)

÷ 世帯数  
の見込み  
(約103.7万世帯)

⑤

所得割率  
(3.06%)

均等割額  
(11,191円)

平等割額  
(10,845円)

介護分

※40歳~64歳のみ対象。

令和8年度における府全体の介護分の費用見込 (約400億円)

介護保険の給付のための費用  
(約400億円)

保険料収納必要額  
《保険料負担分》  
(約166億円)

公費等  
《国・府・市町村が負担する分》  
(約234億円)

収納率を考慮した保険料の総額 (賦課総額)  
(約181億円)

44.2%

55.8%

所得割総額  
(約80億円)

均等割総額  
(約101億円)

÷ 所得総額  
の見込み  
(約3,084億円)

÷ 介護2号被保険者数  
の見込み  
(約53.9万人)

所得割率  
(2.60%)

均等割額  
(18,682円)

(注記)

※ グラフの幅は実際の割合とは異なります。

※ 端数処理により、記載のとおり計算しても記載されている結果とならない場合があります。

子ども分

令和8年度における府全体の子ども分の費用見込（約105億円）

①

子ども・子育て支援施策を支援するための費用  
（約105億円）

②

保険料収納必要額  
《保険料負担分》  
（約44億円）

公費等  
《国・府・市町村が負担する分》  
（約61億円）

③

収納率を考慮した保険料の総額（賦課総額）  
（約48億円）

18歳未満被保険者の均等割に対する  
低所得軽減・未就学児均等割軽減・産前産後保険料軽減の見込額：約1.0億円

※ 保険料の軽減については保険料額が決定してから行われるため、保険料率の計算過程では考慮しませんが、子ども分については、18歳未満被保険者の均等割を、18歳以上被保険者が負担するため、保険料率の計算過程で考慮することから、18歳未満被保険者の均等割にかかる軽減分を見込んでいます。

45.3%

54.7%

④

所得割総額  
（約22億円）

均等割総額  
（約25億円）

公費軽減額

※ 18歳未満被保険者の均等割を、18歳以上被保険者が負担することで、18歳未満被保険者の均等割が10割軽減される仕組みになっています。

【算出過程】

① 全被保険者（0～74歳）にかかる均等割額を算出：

均等割総額約26億円 ÷ 全被保険者数約150.7万人 = 1,744円

② 18歳未満被保険者が負担する均等割総額を算出：

1,744円 × 18歳未満被保険者数約13.1万人 - 公費軽減額約1.0億円

③ ②を負担する18歳以上被保険者数で除す：

② ÷ 約137.6万人 = 97円

④ 府内統一の均等割額（全被保険者分+18歳以上分） = ① + ③ = 1,841円

÷ 所得総額  
の見込み  
（約7,673億円）

÷ 18歳以上被保険者数の見込み  
（約137.6万人）

⑤

所得割率  
（0.28%）

均等割額  
（全被保険者分+18歳以上分）  
（1,841円）※

（注記）

※ グラフの幅は実際の割合とは異なります。

※ 端数処理により、記載のとおり計算しても記載されている結果とならない場合があります。

# 令和8年度保険料率に係る算定結果の分析について

## 要因1 医療費の動向

- 国民健康保険制度は、医療保険制度であることから、高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増加に伴い、保険料も上昇する仕組みとなっています。
- 令和8年度については、診療報酬が12年ぶりのプラス改定（+2.22%）となった影響を受け、令和7年度の一人当たり保険給付費（見込）から、約+3.8%と大幅に増加することを見込み、保険料を算定しました。

## 要因2 保険料抑制のための取組

- 大阪府では、令和6年度からの保険料水準完全統一を踏まえ、府内市町村との連携・協力のもと、府独自の財政調整事業を構築し、保険者としてできる限りの統一保険料率の抑制・平準化に取り組んでいます。
- 令和8年度については、令和5年度まで各市町村で保険料の抑制等に使われていた財源の一部や、国への要望の結果、実現した保険料水準の完全統一達成団体への財政支援、府国保特会の剰余金の活用などにより約278億円の財源を確保し、一人当たり約19,559円の保険料の抑制を図りました。

## 総括 まとめ

- 保険料の算定にあたっては、上記以外の要素も加味しています。主なものとして、保険料の増加要因については、上記の診療報酬改定に伴う大幅な保険給付費の増加に加え、令和8年度から保険料に新たに加わる子ども・子育て支援納付金分の増加、国から示される前期高齢者交付金の減少などが挙げられます。また、保険料の減少要因については、上記の保険料抑制のための取組のほか、所得水準の低下等に伴う普通調整交付金の増加といった公費の増加などが挙げられます。
- 令和8年度大阪府市町村統一保険料率については、これらの増減要因等を加味した結果となりますが、最終的には、新たに加わる子ども・子育て支援納付金分が新たに加わる（一人当たり3,219円）とともに、診療報酬が12年ぶりのプラス改定となった影響を受け、一人当たり平均保険料額では、令和7年度より1,747円（1.1%）の増加となりました。

# 令和8年度の保険料額について

## ■ 保険料額の計算方法について

- 保険料額は市町村において決定されますが、その計算方法は以下のとおりとなります。
- ご自身の保険料額は、市町村において、前年度の所得や世帯構成等に応じて決定されます。詳しくは、お住いの市町村へお問い合わせください。

